

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

---

## 重要事項説明書

社会福祉法人元気村 栗橋翔裕園短期入所生活介護センター

# 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

## 重要事項説明書

(令和 7年4月1日現在)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者名称	社会福祉法人 元気村
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地 (連絡先及び電話番号)	〒365-0039 鴻巣市東1-1-25 本部事務局 TEL 048-544-0880 / Fax 048-544-0882
法人設立年月日	平成5年1月7日

### 2. 事業所の概要

事業所名称	栗橋翔裕園短期入所生活介護センター
介護保険指定 事業者番号	埼玉県 第1171100306号
事業所所在地	〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋310-1
連絡先 相談担当者名	TEL 0480-52-6611 / Fax 0480-52-6788 管理者 早川 正輝 生活相談員 伊藤 砂緒里
事業所の通常の 送迎地域	久喜市(旧菖蒲町を除く)・加須市(旧大利根町に限る)・幸手市・茨城県猿島郡五霞町
利用定員	10名
面会時間	10:00~11:30(月~土) 14:00~16:30(月~日) ※予約制となります。 ※面会簿への記入をお願いします。

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することにより、要介護状態または要支援状態の維持・改善を目的として、目標を設定した計画的なサービスを提供します。
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとします。 ・指定短期入所生活介護サービスの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 ・指定介護予防短期入所生活介護サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとし

	<p>ます。</p> <p>・地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>
--	---

#### 4. 提供するサービスの内容

指定短期入所生活介護(又は指定介護予防短期入所生活介護)は、事業者が設置する事業所(短期入所生活介護センター)で、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

#### 5. 設備の概要

定員	10名	
居室	4人室:2室、2人室:0室、1人室:2室	
食堂	1室	利用者の全員が使用できる広さと備品を備えます。
浴室	1室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
機能訓練室	1室	利用者が使用できる広さと器具を備えます。
洗面所及び便所	必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。	
その他設備	医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室等を設けます。	

※当施設は、ご契約者の安全確保を目的に施設共用部(廊下等)に監視カメラを設置しています。

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人
生活相談員	1人
看護職員	3.0人以上
介護職員	31.0人以上
機能訓練指導員	1人以上
管理栄養士	1人以上

#### 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 伊藤 砂緒里
管理責任者の氏名	管理者 早川 正輝

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証の負担割合とします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 短期入所生活介護の利用料

#### ア. 基本利用料

#### 【短期入所生活介護サービス費】

地域単価：10.33 円

利用者の 要介護度	短期入所生活介護サービス費(1日あたり)		
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割、2割または3割) ※(注2)参照	
要介護1	6,228円(603単位)	623円	1,246円 1,869円
要介護2	6,941円(672単位)	695円	1,389円 2,083円
要介護3	7,695円(745単位)	770円	1,539円 2,309円
要介護4	8,418円(815単位)	842円	1,684円 2,526円
要介護5	9,131円(884単位)	914円	1,827円 2,740円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定めた単位数に地域単価を乗じた金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

#### ・加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数 (負担額は1割、2割または3割)
送迎加算	通常サービス実施区域において、送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との送迎を行う場合	184単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ(注3)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上または勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上	6単位
看護体制加算Ⅰ	指定事業所として1名以上の常勤看護師の配置を行った場合	4単位
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員の配置が最低基準を1以上上回っている場合。	13単位
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を配置している場合	12単位
個別機能訓練加算	利用者ごとに個別機能計画書を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	56単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(注3)	都道府県に届け出た指定事業所が算定	1ヶ月の総単位数の13.6%

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単位数に地域単価(10.33円)を乗じ、その1割相当額を切り上げて算出しています。実際は月ごとの総単位数に対して計算する為、ご利用回数等により月ごとの実際の負担額とは誤差が生じる場合があります。

(2)介護予防短期入所生活介護の利用料

ア.基本利用料

【介護予防短期入所生活介護サービス費】 地域単価:10.33円

利用者の要介護度	介護予防短期入所生活介護サービス費(1日あたり)		
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割、2割または3割) ※(注2)参照	
要支援1	4,658円(451単位)	466円	932円 1,398円
要支援2	5,795円(561単位)	580円	1,159円 1,739円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定めた単位数に地域単価を乗じた金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

イ.加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数 (負担額は1割、2割または3割)
送迎加算	通常のサービス実施区域において、送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との送迎を行う場合	184単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ(注3)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上または勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上	6単位
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を配置している場合	12単位
個別機能訓練加算	利用者ごとに個別機能計画書を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	56単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(注3)	都道府県に届け出た指定事業所が算定	1ヶ月の総単位数の 13.6%

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単位数に地域単価(10.33円)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出しています。実際は月ごとの総単位数に対して計算する為、ご利用回数等により月ごとの実際の負担額とは誤差が生じる場合があります。

### (3) その他の費用

品 目	費 用	内容の説明
食費	1,900円	朝食:520円 昼食:750円 夕食:630円(注1)
居住費(個室)	1,320円	従来型個室をご利用された場合(注1)
居住費(多床室)	1,010円	多床室をご利用された場合(注1)
理美容代(カット)	実費	ご希望の際は、担当相談員までお申し出下さい。
クラブ活動費	実費	クラブ活動等で必要となる材料費
複写物の交付	11円/頁	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合
電気代	55円/日	個人使用の電気製品(テレビ、電気毛布、冷蔵庫)を持ち込み、または施設の備品を個人用として使用する場合。1品目につき55円/日をご負担いただきます。

(注1)介護保険負担減額認定証をお持ちの方は、それに記載された金額となります。

### (4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
入所予定日の前日まで	無料
入所予定日当日の申し出または申し出無し	1日の利用料(10割)の10%

## 9. 請求及び支払方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)にゆうちょ銀行の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 埼玉りそな銀行 栗橋支店 普通口座3561619 口座名義:社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介

## 10. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 11. 緊急時における対応方法

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関名称	医療法人社団 尽徳会 県西在宅クリニック
所在地	〒346-0162 埼玉県久喜市久喜東2-35-5
電話番号	0480-53-6738

## 12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必措置を講じます。

## 13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。また守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して、減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 14. 苦情相談窓口

※サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	伊藤 砂緒里(生活相談員)
解決責任者	早川 正輝 (栗橋翔裕園 施設長)
受付時間	9時00分～18時00分
受付電話番号	0480-52-6611

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓口名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会(理事長主催) 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会(理事長主催)
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-631-0070

※苦情処理第三者委員会は、公正中立な立場で、苦情を受け相談に応じていただけます。

久喜市栗橋東地区民生児童委員	石井 早苗	
蓮田市民生委員、児童委員	下田 ナカ	
久喜市民生委員・児童委員協議会会長	石井 宏	
鴻巣市介護保険認定審査委員	加藤 典子	
法務省埼玉保護観察所 保護司	山岡 孝	

※次の公的機関においても苦情申し出ができます。

久喜市役所 (介護保険サービス)介護保険課 (介護予防サービス)高齢者福祉課 〒346-8501 久喜市下早見85-3 (各総合支所でも可)	電話 0480-22-1111 (土、日、祝日を除く 8時30分～17時15分)
幸手市役所 介護福祉課 〒340-0192 幸手市東4-6-8	電話 0480-42-8444 (土、日、祝日を除く 8時30分～17時15分)
加須市役所 高齢福祉課 〒347-8501 加須市下三俣290番地下三俣 290番地 (各総合支所でも可)	電話 0480-62-1111 (土、日、祝日を除く 8時30分～17時15分)
茨城県五霞町役場 健康福祉課 〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162-1	電話 0280-84-1111 (土、日、祝日を除く 8時30分～17時15分)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係 〒338-0002 さいたま市中央区下落合1704 国保 会館	電話 048-824-2568 (苦情相談専用) 8時30分～17時 月～金曜日(年末年始・休日除く)
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談 〒310-0852 茨城県水戸市笹原町978-26	電話 029-301-1565 8時30分～17時 月～金曜日(年末年始・休日除く)

## 15. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況について

1、利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況・・・なし

実施した年月日	なし
当該結果の開示状況	なし

2、第三者による評価の実施状況・・・なし

実施した年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
当該結果の開示状況	なし

## 16. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 理事 西川 雅人
栗橋翔裕園法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園 施設長 早川 正輝

## 17. 非常時災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年6回、利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 18. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します

## 19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 事業所内において、他のご利用者との金銭および食物のやりとりはご遠慮ください。
- (4) 事業所の職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。
- (5) 感染症予防などの観点から、面会を制限することがあります。
- (6) 定められた面会時間以外の施設敷地内への立ち入りはご遠慮ください。(緊急時送迎時を除く)